

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令について（概要）

（令和4年内閣官房令第8号、令和4年8月1日公布）

令和4年7月
内閣人事局人材確保担当

1 改正理由

岸田内閣が推進する「新しい資本主義」においては、「成長と分配の好循環」や「デジタル田園都市国家構想」を実現するための最も重要なけん引役として、スタートアップ^{（※）}育成の推進を最重点課題としていくこととしている。

スタートアップの推進に当たっては、効果的な政策を速やかに企画立案し、従来の枠組みを超えた新機軸を実行に移していくための政府横断的な総合調整を強力に行っていくことが必要であることから、内閣官房に、内閣官房副長官補を補佐する官職として、科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官を置き、標準的な官職「事務次官」に当たる内閣審議官として位置付けることとなった。

このため、標準的な官職「事務次官」に当たる内閣審議官を規定している、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成21年内閣府令第2号。以下「内閣官房令」という。）第1条第4項にこの内閣審議官を追加する必要があるため、内閣官房令を改正する。

（※）いわゆる GAFA に代表されるような急成長企業

2 改正内容

内閣官房令第1条第4項中、第10号に科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官の規定（「内閣府科学技術・イノベーション推進事務局との連携を図り、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、科学技術・イノベーション政策と連携したスタートアップの創業促進及び支援等に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの」）を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行する（公布日は令和4年8月1日予定）。

※本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続は実施しない。